

二 (株)藤田屋に対する件 (適用法条  
一九条(一般指定一〇項))

平成二年(判)第二号

審 決

大阪市西成区中開二丁目五番四号

被審人 株式会社 藤田屋

右代表者 代表取締役 廣 野 泰 一

右代理人 弁護士 和 田 誠 一 郎

公正取引委員会は、右被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)違反事件について、公正取引委員会の審査及び審判に関する規則(以下「規則」という。)第六六条の規定により審判官満田忠彦、同鈴木恭蔵、同山木康孝から提出された事件記録に基づいて別紙審決案を調査し、次のとおり審決する。

主 文

一 被審人は、次の事項を取引先小売業者に周知徹底させなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

(一) 家庭用テレビゲーム機用のゲームソフトであるドラゴンクエストⅣを販売する条件として、同社に在庫となっていた他の家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトを抱き合わせて購入させていたが、この行為を取りやめたこと。

(二) 今後、右行為と同様な行為を行わないこと。

二 被審人は、今後、取引先に対して、家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトの販売に当たり、他の家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトを抱き合わせて購入させてはならない。

三 被審人は、第一項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

## 理 由

- 一 当委員会の認定した事実、証拠、判断及び法令の適用は、いずれも別紙審決案と同一であるから、これを引用する。
- 二 よって、被審人に対し、独占禁止法第五十四条第二項及び規則第六九条第一項の規定により、主文のとおり審決する。

平成四年二月二八日

## 公正取引委員会

委員	長	梅	澤	節	男
委員	佐	藤	藤	徳	太郎
委員	宇	賀	道		
委員	佐	藤	謙	一	
委員	股	野	景	親	

別紙

平成二年(判)第二号

審 決 案

大阪市西成区中開二丁目五番四号

被審人 株式会社 藤田屋

右代表者 代表取締役 廣 野 泰 一

右代理人 弁護士 和 田 誠 一 郎

右被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)違反事件について、公正取引委員会から、独占禁止法第五条の二及び公正取引委員会の審査及び審判に関する規則(以下「規則」という。)第二六条の規定により、担当審判官に指定された本職らは、審判の結果、次のような審決をすることが適当であると思料し、規則第六六条及び第六七条の規定により、本審決案を作成する。

主 文

一 被審人は、次の事項を取引先小売業者に周知徹底させなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(一) 家庭用テレビゲーム機用のゲームソフトであるドラゴンクエストⅣを販売する条件として、同社に在庫となっていた他の家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトを抱き合わせて購入させていたが、この行為を取りやめたこと。

(二) 今後、右行為と同様な行為を行わないこと。

二 被審人は、今後、取引先に対して、家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトの販売に当たり、他の家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトを抱き合わせて購入させてはならない。

三 被審人は、第一項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

第一事 実

- 一(一) 被審人は、肩書地に本店を置き、主として、家庭用テレビゲーム機（携帯用コンピュータゲーム機を含む。）、家庭用テレビゲーム機用ゲームソフト（以下「ゲームソフト」という。）等の家庭用電子玩具の卸売業を営む者である。
- 一(二) 被審人は、家庭用電子玩具を一次卸売業者から購入し、小売業者等へ販売している。
- 二(一) 被審人は、株式会社エニックスが平成二年二月一日から発売開始したゲームソフトであるドラゴンクエストⅣ（以下「ドラクエⅣ」という。）を、平成二年三月末までの間に、一次卸売業者である服部玩具株式会社ほか四社の卸売業者から、約七万七六〇〇本購入した。
- 二(二) ドラクエⅣは、ドラゴンクエスト・シリーズの前三作がいずれも人気ゲームソフトとなったところから前人気が高く、同ゲームソフトの発売時には消費者が店頭に殺到することが予想されたため、小売業者は同ゲームソフトの入荷量確保に躍起となる状況にあった。
- 三(一) 被審人は、右のような状況において、ドラクエⅣの販売に当たり同社に在庫となっているゲームソフトを処分することを企図し、取引先小売業者約三〇〇店に対しては過去の取引実績に応じた数量配分として約七万三三〇〇本を販売することとした上、過去の取引実績に応じた数量配分以上の購入を希望する小売業者に対しては、平成元年一二月下旬以降、同社に在庫となっているゲームソフト三本を購入することを条件にドラクエⅣ一本を販売すること等を商品案内を送付する等によって通知した。
- 三(二) 被審人は、前記(一)記載の販売条件に応じて購入を希望した小売業者二五店に対し、合計でドラクエⅣ約一、七〇〇本と在庫となっている他のゲームソフト約三、五〇〇本を抱き合わせて購入させた。
- 三(三) 本件について、公正取引委員会が独占禁止法の規定に基づいて審査を開始したところ、被審人は、平成二年一月三〇日以降、前記抱き合わせ販売行為を取りやめている。

## 第二証拠

第一の一、同二(一)、(二)及び(四)並びに同三の事實は、被審人が認めてこれを争わないところである。

第一の二(三)の事實のうち、被審人が、取引先小売業者約三一〇店に対して数量配分として、ドラクエⅤを販売したこと及び右数量配分以上の購入を希望する小売業者に対して、ゲームソフト三本を購入することを条件にドラクエⅤ一本を販売することとしたことは、被審人が認めてこれを争わないところであるが、その余の事實については、左の証拠を総合して、これを認めることができる。

一 参考人廣野泰一及び同上地嗣郎の第四回審判における各陳述並びに同長谷川正夫及び同米坂健の第五回審判における各陳述

一 査第二号証及び査第三号証の各供述聴取報告書

一 査第六号証及び査第七号証の一ないし一五

## 第三 審判官の判断

一 「他の商品」か否かについて

ドラクエⅤと本件抱き合わせ販売に供された他のゲームソフトとは、それぞれその内容において独自性を有し、独立して取引の対象とされているものであるから(右事實は被審人において明らかに争わない)、右他のゲームソフトが、独占禁止法第二条第九項の規定により指定された不公正な取引方法(昭和五七年公正取引委員会告示第一五号。以下「一般指定」という。)第一〇項に規定する「他の商品」にあたることは明らかである。

二 「購入させること」にあたるか否かについて

次に、本件抱き合わせ販売が、一般指定第一〇項に規定する「購入させること」にあたるか否かにつき判断するに、右要件にあたるというためには、ある商品の供給を受けるのに際し、客観的にみて少なからぬ顧客が他の商品の購入を余儀なくされるような抱き合わせ販売であることが必要であると解するのが相当である。

(一) 前記第一の二(二)及び後掲各証拠によれば、次の事実を認めることができる。

イ ドラクエⅣは、ドラゴンクエスト・シリーズの前三作がいずれも人気ゲームソフトになったところから前人氣が高く、ドラクエⅣの発売時には消費者が店頭に殺到することが予想され、また右のように人氣の高いドラクエⅣをできるだけ多く確保し、顧客の要望に応えることは店舗の格、信用を高めることになり、今後の営業成績にも影響するため、各小売店はドラクエⅣを一本でも多く確保するのに躍起となる状況であった(参考人米坂健の第五回審判における陳述)。

ロ 被審人は、ゲームソフトの二次卸売業界において約一〇パーセントのシェアを占めるものであるが、当初、ドラクエⅣについては入手した数量は希望の半分にも満たない状態であった。そしてこのように絶対数量が不足するような場合には、卸売業者は従前の取引実績により小売業者に対する販売数量を決めるのが通常であるため、一般の小売業者は、従前取引関係のない卸売業者からドラクエⅣを入手することは困難であり、従前の取引先卸売業者からドラクエⅣを希望どおり入手できなかった場合には、それを補充するため他に新規に取引先を容易に見いだせない状況にあった(参考人廣野泰一の第四回審判における陳述及び同長谷川正夫の第五回審判における陳述)。

(二) 一方、前記第一の二(一)、(三)及び(四)のように被審人は、第一次卸売業者から仕入れたドラクエⅣ約七万七六〇〇本のうち約九四パーセントに相当する約七万三三〇〇本を取引先小売業者約三一〇店に対し従前の取引実績に応じて数量配分することとし(なお、被審人は約九八パーセントに相当する約七万五九〇〇本を実績配分した趣旨の主張をするが、本件全証拠によるも右事実を認定することはできない)、右数量配分以上の購入を希望する小売業者に対し本件抱き合わせ販売の申入れをし、結局右申入れに応じた小売業者二五店に対しドラクエⅣ合計約一、七〇〇本を他のゲームソフト約三、一〇〇本と抱き合わせて販売したものであるところ、被審人が本件抱き合わせ販売の申入れをした小売業者の具体的な数は、本件全証拠によるも明らかではないが、後記三(一)ロ(イ)のように二五店を相当上回る数であると推認され、従って、右申込みを受けた相当数の小売業者が本件抱き合わせ販売の申込みに応じなかった事実を認めることができる。

(三) そこで、進んで右(二)の事実を考慮した上でなお本件抱き合わせ販売が「購入させること」にあたるか否かにつき検討する。

ドラクエⅣが人気の高い商品であったことは前記のとおりであり、被審人が仕入れたドラクエⅣの約九四パーセントを取引先業者に実績配分をしても、その需要に比し絶対数量が大きく不足しており、大多数の小売業者にとってドラクエⅣを少しでも多く確保したいとの状況に変化はなく(参考人長谷川正夫の第五回審判における陳述)、また、現実に本件抱き合わせ販売に応じた小売業者は二五店存在し、右小売業者が、他の一般通常の小売業者と比較し、本件抱き合わせ販売に応じなければならぬような特別な事情の存在したことは、本件全証拠によるも認めることができない。

してみると、本件抱き合わせ販売は、前記(二)の事実を考慮しても、ドラクエⅣの需要がその供給を大きく上回り、取引先小売業者が一本でも多く確保したいと希望し、かつ新規の取引先から容易に入手し難い状況のもとで行われたものであり、客観的にみて少なからぬ顧客が他の商品の購入を余儀なくされるものと認めることができ、一般指定第一〇項に規定する「購入させること」にあたるものといえる。

(四) なお、被審人は、本件抱き合わせ販売は取引先小売業者からの強い要望によってなしたものであり、本件抱き合わせ販売に応じた小売業者は自己の判断により商売上の利益を考え納得のうえ発注したものである。また、右小売業者は何らの損害を被っていない。利潤を追求する小売業者と一般消費者を同列に考えることはできず、本件抱き合わせ販売は、強制されたものではなく、「購入させること」にあたらぬ趣旨の主張をするので、念のため判断する。

当該抱き合わせ販売が、一般指定第一〇項に規定する「購入させること」にあたるかどうかは、個別主観的に当該個々の顧客が取引を強制されたかどうかによって決定されるものではなく、前記のとおり客観的にみて少なからぬ顧客が他の商品の購入を余儀なくされるかどうかによって決定されるべきものであるばかりでなく(本件抱き合わせ販売によって客観的にみて少なからぬ顧客である小売業者が他の商品の購入を余儀なくされたことは前記説示のとおりである)、本件抱き合わせ販売に応じた顧客である小売業者も、本来、ドラクエⅣのみを買い受けることを望んだものであり、ドラクエⅣ

を取得するためやむを得ず自己の欲しない他のゲームソフトも買い受けたものであることが認められる（参考人長谷川正夫及び同米坂健の第五回審判における各陳述）。そして、顧客が本件抱き合わせ販売により損害を被らなかつたとしても、顧客が損害を被つたことが、一般指定第一〇項に規定する抱き合わせ販売が成立するための要件ではないことは言うまでもない。また、一般指定第一〇項の規定上は、相手方が一般消費者の場合と商人である小売業者とで何ら差を設けておらず、本件抱き合わせ販売が強制すなわち「購入させること」にあたることは前記説示のとおりである。

以上の次第であるから、被審人の右主張はいずれも失当である。  
三 不当性について

(一) 本件抱き合わせ販売が不当に行われたか否かにつき判断する。

一般指定第一〇項に規定する不当とは、公正な競争を阻害するおそれがあることを意味すると解されるが、右公正な競争を阻害するおそれとは、当該抱き合わせ販売がなされることにより、買手は被抱き合わせ商品の購入を強制され商品選択の自由が妨げられ、その結果、良質・廉価な商品を提供して顧客を獲得するという能率競争が侵害され、もって競争秩序に悪影響を及ぼすおそれのあることを指すものと解するのが相当である。

イ 前記のように本件抱き合わせ販売は、ドラクエⅣが人気の高い商品であることから、その市場力を利用して価格・品質等によらず他のゲームソフトを抱き合わせて販売したものであり、買手の商品選択の自由を妨げ、卸売業者間の能率競争を侵害し競争手段として公正を欠くものといわざるを得ない。

ロ そして、前記第一の二(三)の事実及び参考人廣野泰一の第四回審判における陳述によれば、次の事実を認めることができる。

(イ) 後記(ロ)のようにゲームソフト業界では、従前から抱き合わせ販売が行われることは必ずしも稀ではなく、ドラクエⅣは人気が高く品薄であったため、被審人は、被審人自身もドラクエⅣを他のゲームソフトと抱き合わせで買わざるを得ないことが予想され、現実に一部抱き合わせで買わざるを得なかつたこともあり、ドラクエⅣの人気による市場



力を利用して自己の所有する在庫品を処分することを企図し、本件抱き合わせ販売を行った。右販売に際し、被審人は、入手したドラクエⅣの大部分を取引先小売業者約三〇店に実績配分したが、その一部をあらかじめ留保し、実績配分以上のドラクエⅣを希望する取引先小売業者に対して、平成元年二月下旬ごろから同二年一月下旬ころにかけて、被抱き合わせ商品のリストを送付し、あるいは電話で本件抱き合わせ販売の申入れをしたものであり、本件抱き合わせ販売は、たまたま個々に希望した者のみを対象とした単発的、偶発的なものではなく、組織的、計画的な面があることは否定できない。また、ドラクエⅣが人気の高い商品であり、一般の小売業者はドラクエⅣを一本でも多く確保したいと思っていた状況からみれば、実績配分以上のドラクエⅣを希望する取引先小売業者は相当数あり、被審人が本件抱き合わせ販売の申込みをした小売業者は相当数に上ると思われる。

(ロ) ゲームソフトは、現実には、人気商品は販売されるゲームソフトのうちの一部であり、原則として返品できないこともあり、その大半は流通業者が在庫として抱えることになるのが通常であるため、流通業者は、人気商品が販売された場合、在庫品を処分するため人気商品と不人気商品とを抱き合わせて販売することが必ずしも稀ではなかった。また、被審人は、ドラクエⅣの前作であるドラゴンクエストⅢの販売に当たり、本件と同様の抱き合わせ販売を行い公正取引委員会から警告を受けている。

ハ 以上(イ)及び(ロ)の各事実並びに本件抱き合わせ販売は事業者の独占的地位あるいは経済力を背景にするものではなく、ドラクエⅣの人気そのものに依存するものであるため、人気商品を手し得る立場にある者は、容易に実行することができる行為であることを考えると、本件抱き合わせ販売は、実際に販売されたのは、小売業者二五店に対し被抱き合わせゲームソフト約三、五〇〇本であるが、その申入れは実績配分以上の数量を希望した取引先小売業者を対象に組織的、計画的になされたものであり、また前記のように本件抱き合わせ販売は、その性質上及び市場の実態からみて反復性、伝播性があり、更に広い範囲で本件の如き抱き合わせ販売が行われる契機となる危険性を有し、被抱き合わせ商品市場における競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ニ してみると、本件抱き合わせ販売は、公正な競争を阻害するおそれがあるものというべきである。

(二) なお、被審人は、本件抱き合わせ販売は、ドラクエVの煽られた特殊人気による一過性のものであり、反復性はなく、また被審人にはドラクエVの供給について支配的地位や独占力はなく、いずれの点からみても不当なものではない趣旨の主張をするので念のため判断する。

ドラクエVの人気による市場力を利用した本件抱き合わせ販売が公正競争阻害性を有するものであることは前記説示のとおりであり、また、被審人が主張する一過性とは、どの程度の期間をいうものか不明であるが、参考人上地嗣郎の第四回審判における陳述によれば、平成二年の夏過ぎころからドラクエVの売行きが落ちてきたことが認められるが、右事実には前記公正競争阻害性を認定することの妨げとなるものでないことも明らかである。そして、本件はドラクエVそれ自体の人気による市場力を利用して抱き合わせて販売をなしたことを問題とするものであり、被審人の支配的地位や独占力を問題としたものではなく、被審人の右主張はいずれも失当である。

#### 第四 法令の適用

前記事実によれば、被審人は、その取引先小売業者に対し、不当に、ドラクエVの供給に併せて他のゲームソフトを自己から購入させていたものであって、これは、一般指定第一〇項に該当し、独占禁止法第一九条の規定に違反するものである。よって、被審人に対し、独占禁止法第五四条第二項の規定により主文のとおり審決することが相当であると思料する。

平成四年一月二〇日

公正取引委員会事務局

審判官	満	田	忠	彦
同	鈴	木	恭	蔵
同	山	木	康	孝

参考

平成二年(判)第二号

審判開始決定書

大阪市西成区中開二丁目五番四号

被審人 株式会社 藤田屋

右代表者 代表取締役 廣 野 泰 一

公正取引委員会は、右の者に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)違反被疑事件につき、審判手続を開始する。

### 第一事 実

一(一) 被審人株式会社藤田屋(以下「藤田屋」という。)は、肩書地に本店を置き、主として、家庭用テレビゲーム機(携帯用コンピュータゲーム機を含む。)、家庭用テレビゲーム機用ゲームソフト(以下「ゲームソフト」という。)等の家庭用電子玩具の卸売業を営む者である。

(二) 藤田屋は、家庭用電子玩具を一次卸売業者から購入し、小売業者等へ販売している。

二(一) 藤田屋は、株式会社エニックスが平成二年二月一日から発売開始したゲームソフトであるドラゴンクエストN(以下「ドラクエN」という。)を、平成二年三月末までの間に、一次卸売業者である服部玩具株式会社ほか四社の卸売業者から、代金前払で約七万七、六〇〇本を購入した。

(二) 前記(一)のドラクエNは、ドラゴンクエスト・シリーズの前三作がいずれも人気ゲームソフトとなったところから前人氣が高く、同ゲームソフトの発売時には消費者が店頭に殺到することが予想されたため、小売業者は同ゲームソフトの入荷量確保に躍起となる状況にあった。

(三) 藤田屋は、右のような状況において、ドラクエNの販売に当たり同社に在庫となっているゲームソフトを処分するこ

とを企図し、取引先小売業者約三二〇店に対しては過去の取引実績に応じた数量配分として約七万三、三〇〇本を販売することとした上、過去の取引実績に応じた数量配分以上の購入を希望する小売業者に対しては、平成元年一二月以降、同社に在庫となつているゲームソフト三本を購入することを条件にドラクエⅣ一本を販売すること等を商品案内を送付する等して通知した。

(四) 藤田屋は、前記(三)記載の販売条件に応じて購入を希望した小売業者二五店に対し、合計でドラクエⅣ約一、七〇〇本と在庫となつている他のゲームソフト約三、五〇〇本を抱き合わせて購入させた。

三 本件について、当委員会が独占禁止法の規定に基づいて審査を開始したところ、藤田屋は、平成二年一月三〇日以降、前記二(三)及び(四)記載の行為を取りやめている。

## 第二 法令の適用

前記事実によれば、藤田屋は、取引先小売業者に対し、不当に、家庭用電子玩具の供給に併せて他の家庭用電子玩具を自己から購入させていたものであつて、これは、不公正な取引方法(昭和五七年公正取引委員会告示第一五号)の第一〇項に該当し、独占禁止法第十九条の規定に違反するものである。

平成二年一二月二〇日

### 公正取引委員会

委員	長	梅	澤	節	男
委員	員	伊	從		寛
委員	員	佐	藤	德	太
委員	員	宇	賀	道	郎
委員	員	佐	藤	謙	一